

令和6年度版
さっぽろの農業

札幌市経済観光局農政部

もくじ

I 札幌市の農業の概要

1	自然	1
2	農業の現況	2
	(1) 経緯	2
	(2) 農家戸数と経営耕地面積	2
3	農業生産の現状	2
	(1) 園芸	2
	(2) 水稻・畑作	4
	(3) 畜産	4

II 農業の振興

1	農業振興の基本方針「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」	6
2	「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」の実現に向けた取り組み	7
3	主な施策や制度について	8
	(1) 多様な農業の担い手の育成・確保	
	① 地域計画（人・農地プラン）	8
	② 農業担い手育成・支援事業	8
	③ 認定・登録制度	
	中核農家登録制度	8
	認定新規就農者制度	9
	認定農業者制度	10
	④ 農地所有適格法人	10
	⑤ 市民農業講座「さっぽろ農学校」	10
	⑥ 札幌市農体験リーダー制度	11
	(2) 農地の保全と活用	
	① 農振制度と農用地区域	12
	② 農地法の仕組み	13
	③ 農地の活用事業	
	(a) 利用権設定等促進事業	16
	(b) 農地中間管理事業	17
	(c) 民営市民農園整備補助事業	18
	(3) 農業経営の安定強化	
	① 土壌診断	19
	② さっぽろとれたてっこ制度	19
	③ 環境保全型農業の推進	20
	④ 畜産の振興	20
	⑤ 鳥獣被害防止対策事業	21
	(4) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進	
	① 農業交流関連施設認定制度	22
	② 里山活性化推進事業	23
	(5) 市民の農業に対する理解促進	
	札幌市農業体験交流施設（さとらんど）での取り組み	23

Ⅲ 農業経営に関する各種支援

1	農地の貸借に係る助成	
	札幌市農地流動化奨励金制度	24
2	新規就農者に対する助成	
	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）	25
	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	26
	札幌市新規就農支援事業	30
3	経営所得安定対策	
	畑作物の直接支払交付金	27
	水田活用の直接支払交付金	27
	収入減少影響緩和交付金	28
	農業経営基盤強化準備金制度	28
4	日本型直接支払	
	多面的機能支払（農地維持支払）	28
	多面的機能支払（資源向上支払）	29
	環境保全型農業直接支払	29
5	施設・設備等の整備に対する助成	
	札幌市新規就農支援事業	30
	札幌市農業経営安定強化事業	31
6	地産地消の推進に係る助成	
	札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）	32
7	農業金融制度	32
8	有害鳥獣対策に係る助成	35

Ⅳ 審査・認定等の実施機関

札幌市農業再生協議会	36
札幌市農業金融制度総合推進会議	37
特定農地貸付け審査会	37
札幌市農業振興協議会	37
さっぽろとれたてっこ推進委員会	37

Ⅴ 農業施設

1	農業支援センター	38
2	札幌市農業体験交流施設（さとらんど）	39

Ⅵ 農業委員会

農業委員会とは	42
---------	----

Ⅶ 組織と事務分掌

1	令和6年度農政部予算内訳	42
2	組織と事務分掌	43

VIII 関係資料

- 1 農業の現況 45
- 2 農業生産の現状 46
- 3 農業関係団体一覧 47

I 札幌市の農業の概要

1 自然

札幌市は石狩平野の南西部にあって、東西 42.3km、南北 45.4km、市域面積 1,121.26 km²を有しています。

地形的には南西部に位置する緑豊かな山岳部が市域の大半を占め、主な都市活動は、市内を貫流する豊平川によって形成された扇状地及びこれに連なる石狩低地帯、並びに南東の月寒台地、野幌丘陵を中心として展開されています。

地質はおおむね第4紀の沖積層で、砂・小石・粘土からなる豊平川（札幌）扇状地は良好な地盤を備えていますが、石狩低地帯は埴土及び泥炭からなっています。

土壌は、山地は火成岩及びその残積土または崩壊土が大部分を占め、台地は火山灰に由来する洪積土壌で、埴土または埴壤土です。

平野部は河川流域の沖積土地帯及び石狩川流域低平部に広く分布する泥炭地帯や、河口部に分布する砂土地帯に大別され、いずれも農業に適しますが、全般的に排水不良地が多いのが特徴です。

気候的には日本海型気候に属し、大陸の気候に左右されることが多く、夏は一般にさわやかで、冬は積雪寒冷を特徴としています。

また、農耕期（4～9月）の平均気温は17℃前後であり、農耕に適しています。

■札幌市の気象概要

気象概況

年・月次	気温（℃）			日照時間 （時間）	降水量 （mm）	降雪（注1） （cm）
	平均	最高	最低			
平年値（注2）	9.2	13.1	5.7	1,718.0	1,146.1	479
平成30年	9.5	33.9	-12.7	1,741.6	1,282.0	465
令和元年	9.8	34.2	-13.1	1,987.7	814.0	335
令和2年	10.0	34.3	-14.9	1,764.3	905.0	427
令和3年	10.2	35.1	-12.6	2,049.0	1,089.0	331
令和4年	10.2	32.9	-10.4	1,847.8	1,154.0	476
令和5年	11.0	36.3	-13.2	1,889.6	966.0	389
令和5年1月	-4.4	-1.1	-7.4	123.8	71.5	117
2月	-2.7	0.7	-6.6	102.8	104.0	151
3月	4.9	9.3	1.0	179.7	35.5	14
4月	9.2	13.5	5.5	161.6	61.0	-
5月	13.8	19.2	9.4	224.2	21.5	-
6月	19.3	24.2	15.2	215.3	133.5	-
7月	23.8	27.8	20.7	171.6	61.5	-
8月	26.7	30.9	23.7	175.5	69.5	-
9月	21.5	25.5	17.9	144.1	146.0	-
10月	13.3	17.9	9.3	177.3	88.5	-
11月	6.7	10.3	2.9	105.6	126.5	21
12月	-0.7	2.2	-3.7	108.1	47.0	56

注 (1) 前年8月から当年7月31日までの寒候年

(2) 平年値は1991年から2020年までの10年間の平均値

<資料>気象庁

2 農業の現況

(1) 経緯

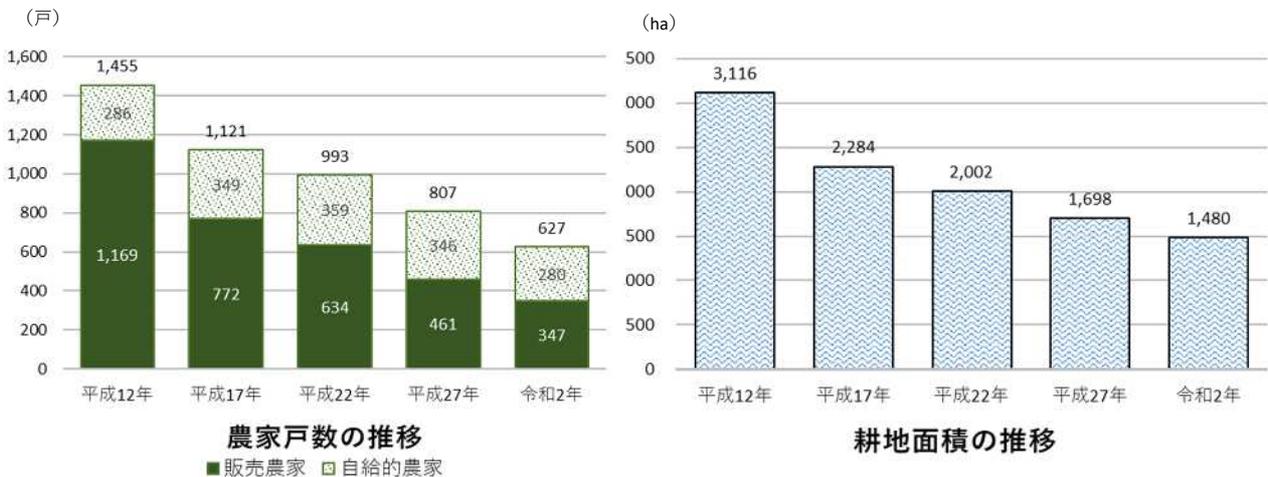
札幌市は、明治の開拓初期から屯田兵が入り、水田や畑の開墾が盛んに行われるとともに、明治9年には北海道大学の前身である札幌農学校が設置されるなど、北方農業の技術供給の拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきました。

戦後、札幌市は近隣市町村を合併しながら本道の中心都市として急速に発展してきたため、都市基盤の整備が急務となり、これらの用地として農地などの転用が行われました。この結果、農地、農家戸数の減少が進みましたが、大都市の有利性を生かし、野菜や花きなどの集約的な栽培、中小家畜などの飼育を中心とする農業への転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農畜産物の供給という重要な役割を果たしています。

(2) 農家戸数と経営耕地面積

農林業センサス調査による令和2年の農家戸数は627戸であり、平成22年の993戸と比較すると、約36%の減少となっています。

また、令和2年度の経営耕地面積は1,480haであり、平成22年の2,002haと比較すると約26%の減少となっています。



注：販売農家 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

<資料>農林業センサス

3 農業生産の現状

札幌市では、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた農業生産が行われています。

そのため生産品目が多種多様に分かれているのが特徴です。

(1) 園芸

① 野菜

野菜生産は、札幌市の農業の基幹となるもので、多様な作物が栽培され、市場や農協などを通じて市内のほか道外にも出荷されています。特に生産量が多い作物は、次のとおりです。

(a) タマネギ

タマネギは、日本での食用としては、1871年（明治4年）に札幌で試験栽培されたのが最初とされ、後に札幌農学校において本格的な生産が開始されました。現在の札幌市における主な生産地は、東区の丘珠地区から北区篠路地区にかけての伏古川流域と白石区東米里地区の旧豊平川流域に分布しています。近年は、在来品種の「札幌黄」や改良品種の「さつおう」を作付するなど特色ある品種の生産振興や販路開拓が行われています。

市内の作付面積は約270haで、主に京浜市場をはじめとする全国に流通する札幌市の主要農産物です。

(b) レタス（玉レタス、リーフレタス、サニーレタス）

レタスは、北区太平・篠路・茨戸地区を中心に作付けされています。市内の作付面積は約54haで道内でも有数の産地となっています。

(c) ホウレンソウ・コマツナ

ホウレンソウは、主に清田区真栄・有明地区、南区滝野・常盤地区で生産され、「ポーラスター」のブランドで販売されており、札幌市を代表する特産葉物野菜です。市内の作付面積は約7haで、生産者は、連作による土壌病害を克服し、品質向上に向けた努力を続けています。

コマツナは、東区丘珠・東雁来地区のタマネギ育苗ハウスの有効利用として昭和62年から生産が始まり、現在は南区藤野・簾舞地区や西区小別沢地区でも生産されています。市内の作付面積は約13haとなっており、道内でも有数の産地となっています。

(d) スイカ・カボチャ

手稲区手稲山口地区は、「サッポロスイカ（山口スイカ）」の産地であり、スイカの冷害対策として作付けが始まったのが「みやこカボチャ」です。隣接する大浜海水浴場（現：おたるドリームビーチ）の名から、昭和56年に「大浜みやこ」と命名され、栽培管理の統一など品質の向上に努めることで、市場から高い評価を得ています（作付面積約19ha）。

② 果樹

果樹栽培は、南区藤野地区から定山溪地区までの豊平川沿いに集中しています。

主要品目はサクランボとリンゴで、札幌市全体の果樹栽培面積約28haのうち、2品目で全体の約50%を占めています。

近年、市民が自然とのふれあいを求めるニーズが高まる中で、都市近郊の有利性を生かして、もぎ取り農園や直売など観光農業への転換が図られ、モモ、ウメ、ブドウ、プラム、プルーンなど多品目の果樹栽培が行われるようになっていきます。

また、南区や東区中沼地区では、ブルーベリー等の小果樹の栽培も行われています。

③ 花き

花き栽培は、清田区真栄・有明地区や手稲区手稲山口地区などで行われていますが、生産者の高齢化などにより、栽培戸数は減少傾向にあります。

花き類の栽培面積は約4haです。切花はバラ、カーネーション、ワレモコウなどが栽培されており、夏季冷涼な気候を生かした栽培で都府県にも出荷されています。鉢花はシクラメン、ペゴニア、ポインセチアなどが栽培されるほか、ガーデニングや家

庭菜園ブームによる需要に応じ、各種苗もの類の生産も行われています。

(2) 水稲・畑作

① 水稲

水稲は、北区篠路・茨戸地区、南区藤野・簾舞・小金湯地区を中心に生産されています。平成29年度で生産調整は終了しましたが、平成30年度から道及び地域の農業再生協議会が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」に沿って水稲の作付面積は調整されており、現在の作付面積は約25haです。

作付品種は良質・良食味米へのニーズが一層高まる傾向にあるなか、「ななつぼし」を主力品種として「ゆめぴりか」、「きたくりん」等が栽培されています。

② 畑作物

畑作物は、主に小麦が北区方面を中心に作付けされており、市内の作付面積は約85haです。品種は、秋まき小麦は「きたほなみ」が、春まき小麦は「春よ恋」が主に作付けされています。

そのほか、そばの栽培を行っている生産者が数件います。

(3) 畜産

本市の畜産業は都市化に伴う周辺住宅地との環境問題、生産者の高齢化・後継者不足、畜産物の輸入増加による価格低迷などにより、ここ20年間で飼養戸数・頭数とも大幅に減少しています。

① 酪農

酪農家は9戸（1戸は肉牛兼業）で、北区篠路・屯田地区、東区中沼地区・東雁来地区、白石区東米里地区、手稲区手稲前田地区などで営農しており、飼養頭数は649頭、平均飼養頭数は72頭の小・中規模経営が主体となっています。また、肉用牛生産農家は2戸で、飼養頭数は63頭です。

牧草の作付面積は、市内の全耕地面積の3割近くを占めており、粗飼料のほとんどを自給飼料で賄っていますが、濃厚飼料については、輸入飼料に依存しています。

近年は、飼料、燃料価格の高騰等により、経営環境は厳しい状況が続いていますが、飼育管理技術や飼料作物の栽培管理技術の改善により、乳質の改善や生産性の向上、良質な粗飼料の安定確保などの経営努力が払われています。

② 養豚

養豚農家は、南区、西区で2戸（養豚専業は1戸）が営農し、総飼養頭数は607頭です。全国的な豚熱の発生に伴う防疫対策措置が必要なほか、飼料価格の高騰や輸入豚肉製品の増加など、依然として経営環境は厳しい状況にあり、飼育管理技術の向上や経営管理の合理化などの経営努力が払われています。

③ 養鶏

養鶏農家（100羽以上飼養）は清田区、南区、西区などで3戸が営農し、総飼養羽数は2,329羽です。そのうち1,000羽以上飼養する農家は1戸です。

昨年春に道内の大規模養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、道内の採卵鶏の2割が殺処分となり、鶏卵の価格は大きく上昇していますが、他の畜産業と同様に飼料価格などが高騰しており、厳しい経営状況が続いています。

近年は、平飼いや有精卵といった商品の差別化や自動販売機の利用、宅配サービスなど都市近郊の有利性を生かした販売を行う小規模養鶏家が増えています。

※農家戸数、飼養頭数は令和6年2月1日現在（暫定集計値）

Ⅱ 農業の振興

1 農業振興の基本方針 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」

札幌市の農業は、明治の開拓初期から今日に至るまで、寒冷地農業の技術拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきました。現在は、大都市の有利性を活かし、野菜や花きなどの集約的な栽培を中心とする農業へと転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農産物の供給のほか、良好な環境の保全や食に対する学習の場の提供など多面的な機能を担っています。

本市では、平成18年に「さっぽろ都市農業ビジョン」を策定し、「次世代の市民に引き継ぐさっぽろ型農業の確立」を目指して、中核的な農業者の育成や環境保全型農業の実践による新鮮で安全・安心な農産物の提供、幅広い市民を対象とした食農教育に取り組んできました。

しかしながら、策定後10年が経過した今日、農業者の減少や高齢化が深刻さを増す中、国の農政改革などによって農業を取り巻く情勢が大きく変化しています。

そこで、平成25年に策定した札幌市の今後10年間のまちづくりの基本方針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などの計画を踏まえながら、これからの10年間の札幌の農業を展望し、基本的な方向性を示す計画として平成29年1月に「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」を策定しました。

【基本的な方向】

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」の実現

- 地域農業を支えていく中核的な担い手の経営改善や、新規就農者の育成、さらには農業に関心の高い企業や団体など意欲ある多様な担い手の育成に努めます。
- 担い手へ農地を集積、集約するほか、市民の農的体験活動の場や、環境保全、景観形成などの農業・農地の持つ多面的な機能が維持できるよう、地域性を考慮した農地の保全と活用を図ります。

II 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」の実現

- 大消費地を抱える都市農業の優位性を活かし、市民ニーズに即応した農産物の生産や流通、販売の確保、食関連企業との連携による加工品開発などを進めることにより農業経営の安定強化を図ります。
- より新鮮・安全・安心な農産物の供給による市民との高い信頼関係づくりに努め、市民との協働による持続可能な地域農業の振興を図ります。

III 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」の実現

- 市民の農業への理解や関心を高めるため、市民と農業者との交流や相互に情報交換できる機会の確保に努めます。
- 市民が農業を身近に感じられるよう、地域の農業・農地の持つ多面的な機能や風土特性などを活かし、豊かな農ある暮らしを実現するため、様々な農的活動の機会の提供やそれらをサポートする人材の確保に努めます。

2 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」の実現に向けた取り組み

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、概ね10年後を見据え、前計画と同様に、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上の観点を踏まえつつ、担い手への支援や新規就農者の育成、確保に加え、企業や市民の農業参入など多様な担い手の確保や、女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくりを促進することにより生産現場の喫緊の課題に積極的に対応するとともに、農地のもつ多面的な機能を最大限に発揮できるよう、地域の実状に応じた農地の保全と活用を重要な視点として、さっぽろの農業を持続的に発展させていきます。

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」実現に向けた施策の展開

取組の指針	主な施策
多様な農業の担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○中核的な担い手のさらなる経営の安定強化 ○小規模経営農業者の持続的営農の確保 ○新規就農者の育成・確保 ○多様な担い手の農業参入の促進 ○女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の利用集積、集約の促進 ○遊休農地の利活用の促進 ○市街化区域内及び周辺農地の活用
農業経営の安定強化 (生産力と販売の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある農産物の生産振興 ○安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進 ○地産地消による流通拡大支援
地区ごとの農業の個性を生かした 多様な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を生かした農業の推進
市民の農業に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の農的体験活動の推進 ○市民と農業者の交流機会の創出 ○農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

3 主な施策や制度について

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

① 地域計画（人・農地プラン）

農政課 Tel. 211-2406

地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域について協議する場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）の策定に向けた検討を行います。

② 農業担い手育成・支援事業

農政課 Tel. 211-2406、農業支援センター Tel. 787-2220

札幌の農業を支える担い手に対し、各種補助制度や研修機会等の活用を通じて経営の改善を図り、生産環境を維持します。

- 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）・・・P25、26
- 札幌市新規就農支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30

③ 認定・登録制度

中核農家登録制度		農政課 Tel. 211-2406
経営に意欲的な農業者を中核農家として登録し、種々の事業を優先的に実施して、地域農業の担い手を育成するために創設した札幌市独自の制度です。申請書を提出していただき、札幌市から登録を受けた農業者を「中核農家」と言います。		
対象者	・札幌市内において農業を営み、又は営もうとする個人又は農地所有適格法人 ・農業経営に意欲を持ち、経営改善に積極的な農家で地域農業の担い手となることが期待できる者	
主な支援	・「利用権設定等促進事業」を活用した農地の借り入れ（P16） 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。 ・借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P24）が受けられます。	

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を札幌市に提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」と言います。

対象者	<p>札幌市内において新たに農業経営を営もうとする青年（※）等</p> <p>※・青年（原則18歳以上45歳未満。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は50歳未満。）、知識・技術を有する者（65歳未満）、またこれらの者であって農業に従事する者が役員の過半を占める法人。</p> <p>・農業経営を開始してから5年以内の者を含みますが、認定農業者は除く。</p>
要件	<p>・青年等就農計画が札幌市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし適切なものであること</p> <p>・青年等就農計画が確実に達成される見込みであること</p> <p>※ 基本構想の経営目標水準：</p> <p>1) 青年等就農計画の目標年（経営開始後5年後）の農業所得が、主たる従事者1人当たり、概ね240万円となること（農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者に限る）</p> <p>2) 青年等就農計画の目標年（経営開始後5年後）の年間労働時間が主たる従事者1人当たり、1,800～2,000時間程度となることなど</p>
主な支援	<p>・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）（P25、26） 機械・施設の導入等に係る経費を対象とした補助金や、就農直後の経営確立に資する資金の交付を受けることができます。</p> <p>・青年等就農資金の借入（P33） 経営改善資金計画書等の審査の結果により、無利子の融資が受けられます。</p> <p>・「利用権設定等促進事業」を活用した農地の借り入れ（P16） 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。</p> <p>・借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P24）が受けられます。</p>

認定農業者制度		農政課 Tel. 211-2406
<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を札幌市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言います。</p>		
対象者	札幌市内において農業経営を営み、又は営もうとする個人又は法人	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画が札幌市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし適切なものであること ・ 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること ・ 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること <p>※基本構想の経営目標水準： 1) 経営改善計画の目標年（5年後）の農業所得が、主たる従事者1人当たり、概ね480万円となること 2) 経営改善計画の目標年（5年後）の年間労働時間が主たる従事者1人当たり、1,800～2,000時間程度となることなど</p>	
主な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の改善・安定に必要な資金の確保、機械・施設の導入、規模の拡大などを支援します。（P27～29、P32～35） ・ 「利用権設定等促進事業」（P16）を活用した農地の借り入れ 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。 ・ 借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P24）が受けられます。 	

④ 農地所有適格法人

農業委員会担当課 Tel. 211-3636

農地法に基づき、農地や採草放牧地の所有権等を取得して農業経営を行うことができる法人であり、農業委員会では、農業経営の安定化や新たな農業の担い手を育成するため、農業経営の法人化をサポートしています。

農業とその関連事業が3か年で売上高の過半を占めること（「事業要件」という。）などの要件を満たす必要があります。

詳細は、農業委員会にご相談ください。

⑤ 市民農業講座「さっぽろ農学校（入門・専修コース）」

農政課 Tel. 211-2406

市民を対象に、農業に関する知識や栽培技術の習得を通じて、市民の農的活動の推進及び新たな農業の担い手と農業応援団の育成を目的とした市民農業講座「さっぽろ農学校」を開講しています。Uターン後継者など農家の子弟も受講することができます。

受講生の募集等については、さとらんどホームページ等でお知らせします。

コース	内 容
入門コース 市民農園や家庭菜園の利用を指向する市民を対象にさとらんど指定管理者が開催	令和5年度実績 受講生：年間受講生延べ963名（受講者数70名） 当日受付は実施なし 期 間：令和5年4月9日（日）～8月27日（日） 講 座：全18日間 講義36回
専修コース 市民を対象にした本格的な野菜等作物栽培や農業の知識を学べる講義、実習。 さとらんど指定管理者が開催 ※令和5年度より、開催者が農業支援センターからさとらんど指定管理者に変更 ※使用する圃場は、農業支援センター圃場を引き続き使用	令和5年度実績 受講生：26名 期 間：令和5年4月8日（土）～10月29日（土） 講 座：実習40回、講義22回、 計62回 実習ほ場：共同ほ場 36.6a 自主管理ほ場 18.6a（26区画×36㎡） ビニールハウス 3棟（各180㎡） 栽培品目：葉茎菜、果菜、根菜等

⑥ 札幌市農体験リーダー制度

農政課 Tel. 211-2406

札幌市では、市民に対し農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するとともに、そのような場面において活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

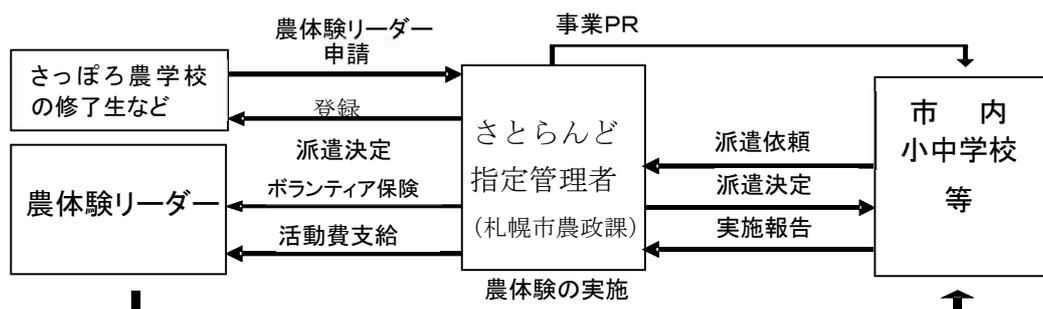
「札幌市農体験リーダー制度」は、一定の農業技術や知識を有した者を「農体験リーダー」として登録し、市内小中学校の農業に関する「総合的な学習の時間」やクラブ活動等に派遣し、農業体験の支援をする制度です。

登録の要件は、以下の3点をすべて満たした者です。

- ・ 市民農業講座「さっぽろ農学校」を修了した者、又は同等の知識技術を有すると市長が認めた者
- ・ 市民の農業体験等の機会でも積極的に活動している者、又は活動しようとしている者
- ・ 指導者としてふさわしいと判断できる者

農体験リーダーの登録作業、派遣調整等はさとらんど指定管理者が行います。

農体験リーダーは、派遣先の依頼に基づき、野菜の栽培などの農業体験のデモンストラーションや指導などを行います。



(2) 農地の保全と活用

① 農振制度と農用地区域

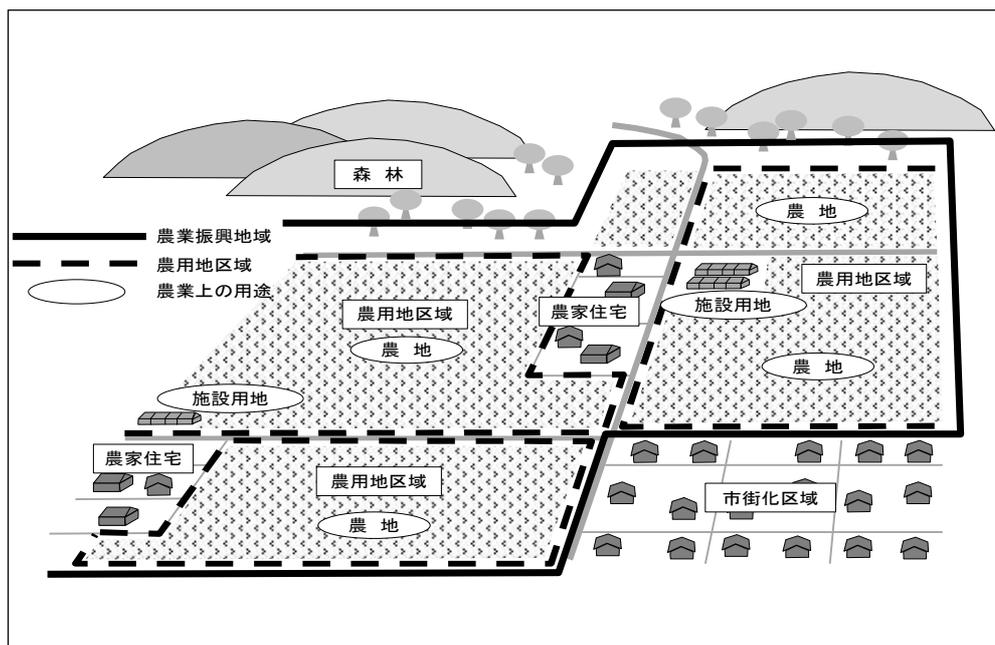
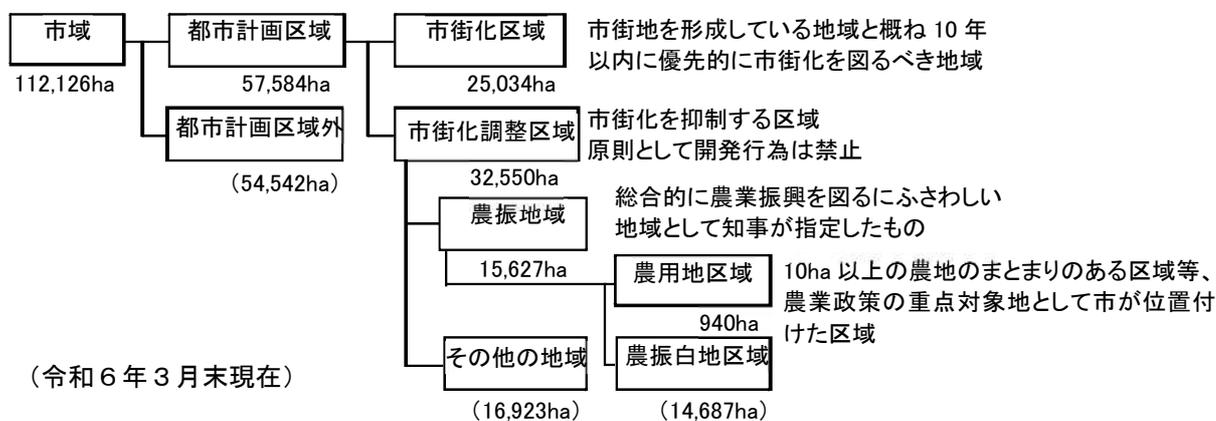
農政課 Tel. 211-2406

農振制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)に基づき市町村が農業振興地域整備計画を立て、市街化調整区域における農業施策の展開方向とその対象農地を明らかにして、計画的に優良農地を保全し、農業振興を図るものです。

札幌市では、「札幌農業振興地域整備計画」を定めて制度を運用しています。

■ 区域区分

効率的な土地利用と都市整備を図るため、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に分けられています。さらに農振法により農振地域や農用地区域などに区分されます。



■農用地区域とは

農用地区域は、市がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域です。また、農用地区域内にある土地の農業上の用途を区分して定めます。

農用地区域に含める土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集团的農用地（10ha以上） ・ 農業生産基盤整備事業の対象地 ・ 土地改良施設用地 ・ 農業用施設用地 ・ その他農業振興を図るため必要な土地
農用地区域に含まれない土地等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域整備に関する各法律の定める計画の用途に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地 ・ 前項以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと イ 農用地区域内における「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成」に支障を及ぼすおそれがないこと ※市が地域計画を策定するまでは要件に該当しない ウ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと カ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること <p>なお、農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。</p>
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や北海道のほか、市独自の補助事業を受けることができます。 (札幌市農業経営安定強化事業P31、札幌市農地流動化奨励金制度P24など) ・ 税制上の優遇措置があります。(所得税、不動産取得税等の控除など)
開発行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地区域内で宅地造成等土地の形質変更や建築物の新築等の開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

② 農地法の仕組み

農業委員会担当課 Tel. 211-3636

食料自給率の低いわが国において、農地は非常に大切なものであるため、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正に農地を保全していかなければなりません。

農地法における許可制度は、優良な農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としており、その適切な実施により、農業政策の円滑な推進及び農地の乱開発や遊休化の防止などを図るものです。

■許可(届出)手続き

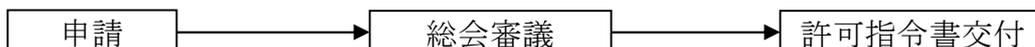
農地法	許可が必要な場合	申請者	許可・届出	申請・相談窓口
第3条	農地を農地として売買・貸借等をする場合	売主(貸主)と買主(借主)	許可	農業委員会
第3条の3	農地を相続等により取得した場合	土地取得者	届出	
第4条	農地を土地所有者自らが農地以外のものに転用する場合	土地所有者	・市街化調整区域内農地の場合は許可 ※下表「転用許可基準」参照	
第5条	農地を農地以外のものに転用する目的で売買・貸借等をする場合	売主(貸主)と買主(借主)	・市街化区域内農地の場合は届出	
第18条	農地の賃貸借の解約等をする場合	解約を申し出る者	許可 ※同条6項の規定によるものを除く	

■転用許可基準(市街化調整区域内農地)

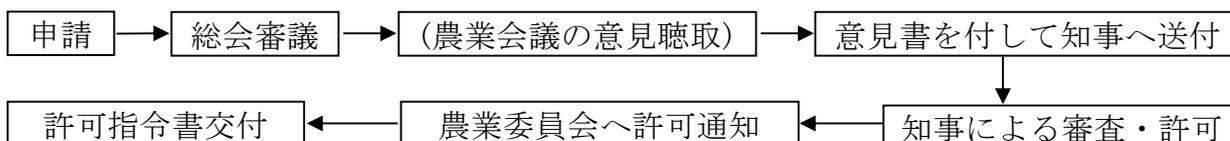
農地区分	条件	許可基準
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内の農地	原則として不許可 ただし、農用地利用計画に適合する農業用施設を建設する場合等は許可
甲種農地	農業公共投資の対象となった農地(8年以内)や集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した農地	原則として不許可 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可(第1種農地より限定されている)
第1種農地	農業公共投資の対象となった農地や集団農地(10ha以上)	原則として不許可 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない小集団(10ha未満)の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合や公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第3種農地	都市的施設の整備された区域内の農地や市街地内の農地	原則として許可

■許可申請・届出手続きの流れ

(a) 3条許可(農業委員会許可)



(b) 4・5条許可(知事許可)



(c) 3条の3届出



(d) 4・5条届出



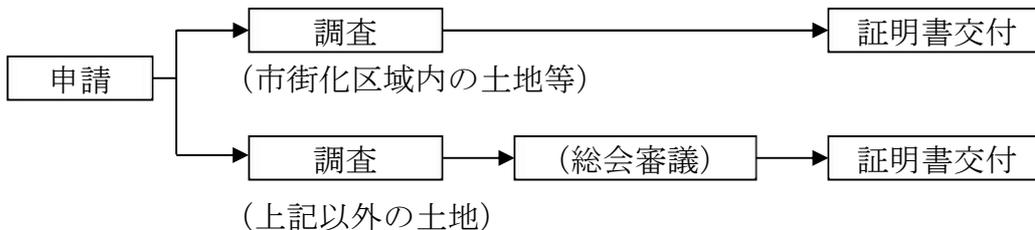
■農地の改良等

農地の生産性向上のために客土・農地改良等を行う際には、事前に届出が必要です。また、内容によっては、一時転用許可が必要になる場合があります。

■現況証明書の交付

申請により、その土地の現況が農地であるか非農地であるかを証明するもので、主に地目変更登記をする際の資料として使われています。

- ・申請手数料 1筆2,100円
- ・添付書類 登記事項証明書（全部事項証明書）、土地の位置図、地積測量図等
- ・交付までの流れ



※ 申請地が違反転用地等の場合は、証明書を交付しないことがあります。

■農地法の違反

農業委員会では、農地の無断転用等を未然に防止するため、地域における農地パトロールや農地転用許可制度等の広報活動を実施しています。

許可を受けずに転用した場合は、農地法に違反することになり、北海道知事による工事の中止や原状回復等の勧告・命令がなされる場合があります。

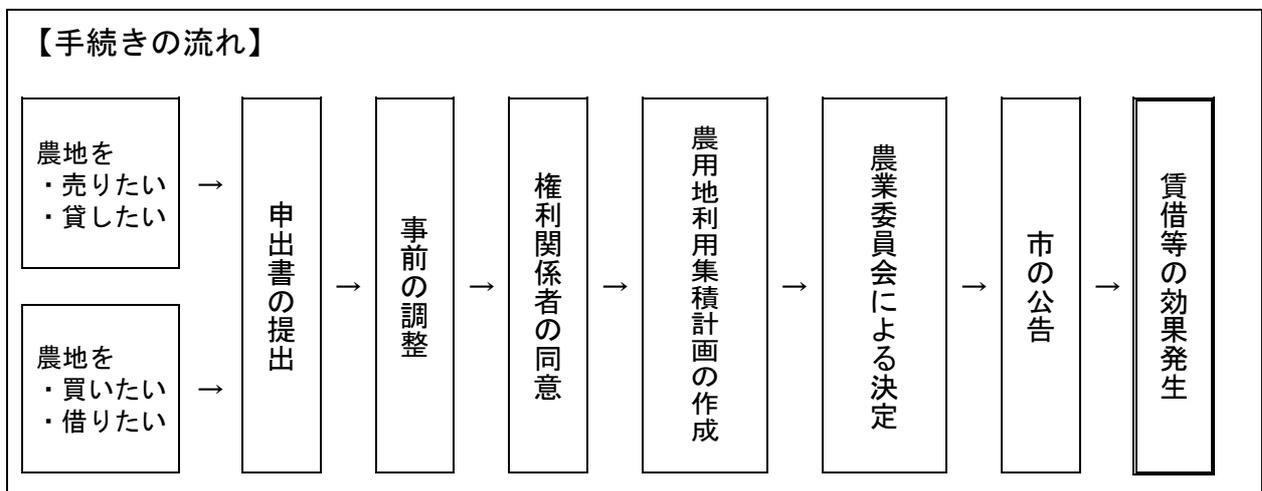
また、3年以下の懲役や300万円（法人は1億円）以下の罰金といった罰則の規定もあります。

■利用状況調査と利用意向調査

農業委員会では、遊休農地の把握と発生防止等のために、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して、農地法の規定に基づいた利用状況調査を実施しています。利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に対して、農地の利用意向調査を実施し、遊休農地の有効活用に努めています。

③ 農地の活用事業

(a) 利用権設定等促進事業		農業委員会担当課 Tel. 211-3636
<p>利用権設定等促進事業は、規模拡大を希望する農家への農地の利用集積を促進するため、市が仲立ちし、農地法の規定による許可手続き等に比べて、農地の権利設定・移動を行いやすくする制度です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「地域計画」策定後は農地中間管理事業に統合されます。</p>		
対象となる土地	市街化調整区域にある農地	
権利の種類	利用権（賃借権、使用貸借権等）及び所有権	
貸借の期間	原則として3年以上	
賃借料	賃借料情報を参考に双方の話し合いで決めます。	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中核農家、認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人等であること ・農地の全てを効率的に利用すること ・周辺の農地利用に支障がないこと ・借り手が農作業に常時従事すること 	
買い手の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者（法人の場合は認定農業者かつ農地所有適格法人）であること ・農地の全てを効率的に利用すること ・周辺の農地利用に支障がないこと ・買い手が農作業に常時従事すること <p>※ 資産保有目的の取得は認められません。</p>	
注意事項	経営移譲年金や相続税・贈与税の納税猶予の特例措置に影響がある場合がありますので、ご相談ください。	
農地法第3条との相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・市が権利関係の調整・仲立ちをするので安心して手続きできます。 ・農地法の許可は不要です。 ・貸借期限満了後は、自動的に貸し手に農地が返還されます。また、再設定も簡単です。 ・耕作権がつかないため、離作料は不要です。 ・市による所有権移転の嘱託登記や税制面・資金面等での優遇措置があります。 ・農用区域内の農地の新規の賃借については、貸し手と借り手双方が「農地流動化奨励金」（P24）の交付対象となる場合があります。 	



(b) 農地中間管理事業

農政課 Tel. 211-2406

農地中間管理事業の推進に関する法律により、都道府県ごとに農地中間管理機構を指定すること及び事業を推進するための措置等が定められ、北海道においては公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されています。

農地中間管理機構は、農地の貸借における中間的受け皿となる組織で、農地を貸したい方から農地を借受けし、借りたい方にまとめて貸付けます。

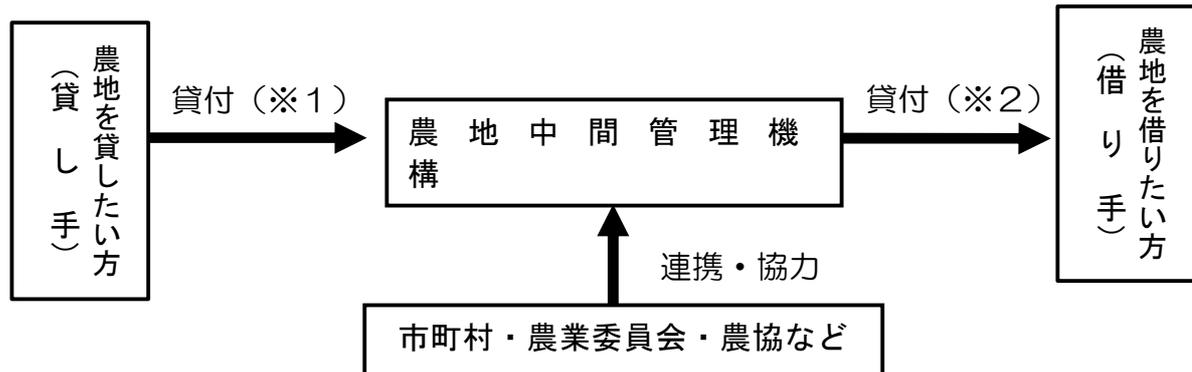
札幌市は、農地中間管理機構に協力し、農地中間管理事業の一部（相談等の窓口業務や貸し手・借り手との調整等）を実施しています。

農地を
貸したい方

- ・農用地等の貸付・借受希望は随時受付けています。
 - ・借受には機構による現地確認調査があり、機構が借受けできない場合もあります。
 - ・機構にまとまった農地を貸付けた地域、離農又は経営転換する農業者等に対して、機構集積協力金を交付します。
- ※交付には諸条件がありますので、お問い合わせください。

農地を
借りたい方

- ・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等
- ・借り手の募集は公募により行っていましたが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和4年度末までの手続き分で終了しました。
- ・改正後は、市が策定する予定の地域計画に基づき貸付を行いますが、地域計画策定までの間は、経過措置として公募は行わずに、農用地利用集積計画に基づき貸付を行います。ただし、期間の途中で借りる人が変わる場合は、農用地利用集積等促進計画に基づき貸付を行います。



※1 貸し手から機構への貸付は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により行います。

※2 機構から借り手への貸付は、農用地利用集積計画または農用地利用集積等促進計画により行います。

(c) 民営市民農園整備補助事業

農政課 Tel. 211-2406

農地の保全・有効利用と、市民のレクリエーションや健康増進の場の提供のため、市民農園整備促進法(※)に基づく市民農園の開設を支援し、施設整備に要する費用の一部補助や市民へのPRなどを行っています。

※市民農園整備促進法：健康でゆとりある国民生活の確保や良好な都市環境形成などを目的に、優良な市民農園の整備促進や管理運営のための各種措置を定めた法律です。

【開設方式】

市民農園整備促進法に基づき、以下の方式による市民農園の開設を推進しています。

特定農地貸付方式	農園利用方式
農地を所有していない方が市民農園の開設者となって、利用者から賃貸借料を徴収し、営利目的以外の目的で農作物の栽培の用に供される農園です。特定農地貸付方式により開設する場合は、適正かつ円滑な運営及び安定・継続的な実施の見込みについて「特定農地貸付審査会」により審査を行います。	農地を所有する方が市民農園の開設者となって、利用者から利用料を徴収し、営利目的以外の目的で農作業の用に供される農園です。

開設者	農地所有者（農家）、企業、NPO法人など
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園の必要な施設の整備費(給水施設、駐車場、トイレ、看板等) 「利用のしおり」や「栽培の手引き」などの配布物の印刷費など
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 上記補助対象経費の1/2以内(限度額50万円)
開設要件	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内で、立地条件、自然条件など利用者が見込まれる環境又は周辺地域に支障を及ぼさないことなどを札幌市が認めた農地 乗用車の通行に支障のない公道に接している 排水、日照、土壌などが良く、農作物の栽培に適している おおむね5,000㎡(50a、約5反)以上の農園面積(ほ場部分)を確保 給水施設、駐車場、農具庫、トイレ、休憩施設などを設置 農園の巡回、栽培指導、清掃、ほ場整備などの維持管理 開設期間は5年以上 特定農地貸付方式の場合は、札幌市が定めた「貸付規程」「貸付協定」「賃貸借契約書」に基づく合意・締結など
利用者の募集等	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市のホームページに利用者募集の記事を掲載するなど、広く市民にPRを行います。 札幌市と札幌市農協は、受付、更新事務をお手伝いいたします。 駐車場、農具庫などの附帯施設に供する農地は、農地法に基づく転用許可があったものとみなされるため、農地法の転用許可手続きは不要です。
開設状況 (令和6年3月末現在)	<p>23カ所(2,974区画)</p> <p>【北区3カ所、東区2カ所、白石区3カ所、厚別区1カ所、清田区4カ所、南区4カ所、西区1カ所、手稲区5カ所】</p>

(3) 農業経営の安定強化

① 土壌診断

農業支援センター Tel. 787-2220

札幌市内の農業者を対象に、畑の土壌の化学性(栄養の過不足や保肥力の大小等)を分析し、作物別に適切な施肥設計を行う土壌診断を実施しています。診断希望の方は、事前に申し込みが必要です。

なお、受付から診断表の作成までには、通常2～3週間程度かかります。

利用対象	札幌市内の農業者
分析料金	1,500円/1検体
診断項目	・土壌分析結果(一般項目) pH、EC、有効態リン酸、石灰、苦土、加里、ナトリウム、石灰苦土比、苦土加里比、塩基飽和度、塩基置換容量 ・施肥設計案
申込先	市農協組合員・・・札幌市農業協同組合経済部営農販売課(782-8130) その他の生産者・・・札幌市農業支援センター(787-2220)

② さっぽろとれたてっこ制度

農業支援センター Tel. 787-2220

ア さっぽろとれたてっこ制度とは

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものです。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(右図)(以下、「マーク」といいます。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげます。

また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、*環境に配慮し、安全・安心の向上に努めます。

*取組目標:「3ヵ年以内毎の土壌診断」と「生産履歴に基づく、施肥管理と防除管理」



イ さっぽろとれたてっこ制度の実施主体

札幌市農業振興協議会(以下、「協議会」といいます。)が運営します。(P37の「札幌市農業振興協議会」参照。)

※協議会の構成団体・・・札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道石狩振興局石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市経済観光局農政部

ウ さっぽろとれたてっこ制度の仕組み

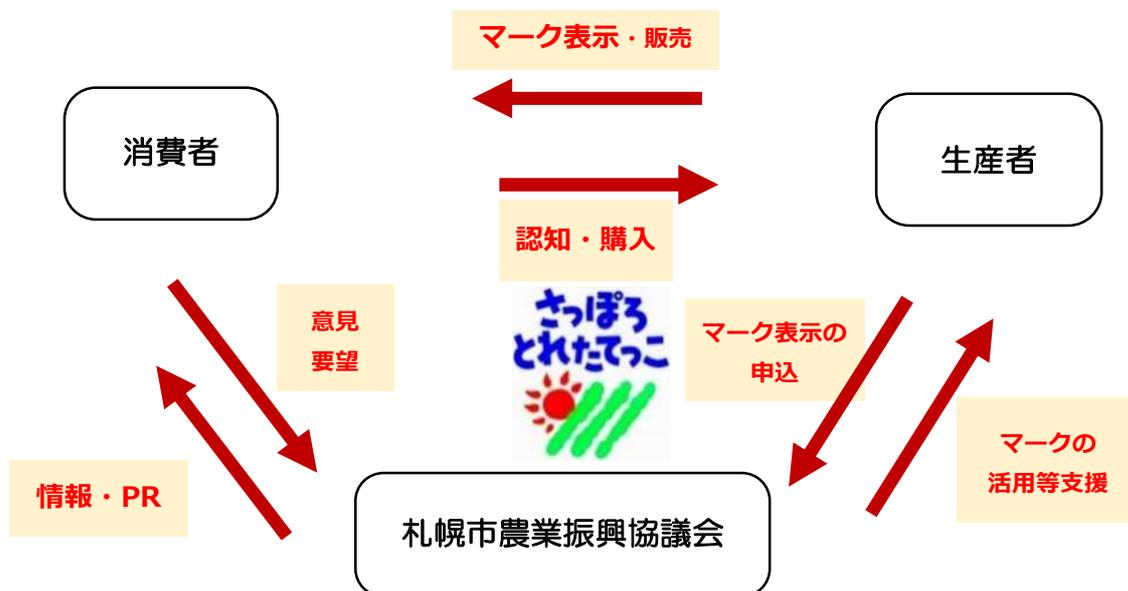
- ・札幌市内の生産者もしくは札幌市内で農産物を生産している生産者が、申込みにより、マークを表示できます。
- ・協議会は、生産者からのマークの表示申込書について、内容を確認し、受理します。
- ・表示の有効期限は、届出を行った日から直近の3月31日までとしており、引き続き表示を行いたい生産者は、更新の手続きを行う必要があります。

エ さっぽろとれたてっこ制度の評価・改善

制度の運用状況进行评估し、取組みを改善していくために、さっぽろとれたてっ

こ推進委員会を設置します。

さっぽろとれたてっこ制度の仕組み



③ 環境保全型農業の推進

農業支援センター Tel. 787-2220

土づくりを基本に、化学肥料低減栽培技術による、持続性の高い農業生産を实践する生産者の育成・拡大を図ります。

また、公共事業で発生する有機資源の農業利用を図り、環境保全型農業を推進します。

環境保全型農業推進事業	
公共事業発生泥炭土・枝葉草堆肥の活用	公共工事で発生した泥炭土および家庭ごみの枝・葉・草を原料とした堆肥を農地に施用することにより、土壌改良を図ります。
環境保全型農業直接支払交付金 (P29)	農業者団体が一定の要件を満たす取組みを行った場合、交付金による支援をしています。

④ 畜産の振興

農業支援センター Tel. 787-2220

■畜産の振興に関する事業

- ・共進会等への助成

市内生産者及び関係団体が参加する各種共進会や、名称に市の名前を冠した競馬競走等に対し市長賞を贈呈し、畜産の振興活動を推進しています。

■家畜防疫事業

- ・検査・巡回指導等

日本の周辺諸国においては、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が発生し、国内でも高病原性鳥インフルエンザや豚熱が多発していることから、畜産農家の日常の家畜飼養における伝染病防疫対策の重要性がますます高まっています。

このため、北海道石狩家畜保健衛生所と連携して、家畜伝染病予防法に基づく検査のほか、巡回指導等の連絡調整や立入同行を行い、農場の防疫体制の確認や各種伝染病の感染状況等を把握するとともに、衛生管理意識のさらなる普及啓発を図っています。

・家畜伝染病発生時の防疫業務

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生時には、伝染病の蔓延を防止するため、近隣の市町村及び関係団体と連携して、道の実施する患畜の殺処分や消毒ポイントの設置などの防疫措置を協力して実施します。

・札幌市家畜防疫組合に対する補助事業

畜産生産者、農協、診療獣医師により組織している札幌市家畜防疫組合が実施する各種予防接種、病性鑑定、衛生管理意識の普及啓発活動、牛のサルモネラ症対策及び衛生資材の配布等の家畜自衛防疫事業に対し、補助を行っています。

また、札幌市家畜防疫組合の事務局を農業支援センターに置き、家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図っています。

■畜舎環境改善の推進事業

・畜舎衛生対策事業

畜舎等を発生源とする悪臭やハエ等の苦情は、畜舎の市街化区域外への移転や廃業により減少傾向にあります。

また、家畜排せつ物による水質や土壌などの環境汚染が問題となったことから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、「家畜排せつ物管理基準」を守ることが定められています。

札幌市では、道（石狩振興局）との連携のもと、堆肥の適正な管理や利用について、畜産農家への指導・助言を行っています。

⑤ 鳥獣被害防止対策事業

農業支援センター Tel. 787-2220

近年、アライグマやエゾシカなどの有害鳥獣の生息数増加や生息エリア拡大により、市内の農作物被害額が急増しており、札幌市では、「札幌市鳥獣被害防止計画」に基づき、当該計画で定める対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）による農業被害の低減に向け、農地への電気柵等設置の補助や捕獲されたアライグマの処分などの対策を実施しています。

■札幌市鳥獣被害防止対策事業（補助制度）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 35

令和5年度から新たに札幌市鳥獣被害防止対策事業として補助制度を定め、電気柵の新設等、対象鳥獣対策として有効なものに対し補助を実施しています。

■捕獲したアライグマ等の処理事業（委託事業）

農業被害防止のため捕獲されたアライグマを適正に処理することにより、農業被害の低減を図ります。

■関係団体との共同事業

札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会の事業として、協議会員に対する対象鳥

獣捕獲用の罟等の貸出や国の補助金を活用した鳥獣被害防止対策事業を実施しています。

(4) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

① 農業交流関連施設認定制度

農政課 Tel. 211-2406

販路確保や6次産業化の推進と、都市と農業の共存及び交流促進のため、農畜産物直売所等の計画を農業交流関連施設として認定することで、都市計画法に規定された市街化調整区域における立地が認められる制度です。

農業交流関連施設として市の認定を受けた後、各種法令に基づき、開発行為申請（建築許可申請）→許可→建築確認の手続きが完了すると建築することができます。

認定基準	
事業主体	・事業者は、札幌市市街化調整区域内で、耕作又は養畜の事業を自ら行う農業者及び法人又は市内で農地を賃貸借している法人、農業者が組織する任意団体であり、自らが耕作する農地等の面積の総計が30a以上であり、かつ、申請年度の直近2か年の各年の農畜産物販売金額が50万円以上の方に限られます。
施設の条件	・申請者が自ら耕作する農地と一体であることが条件ですが、農地が進入路のみで公道に接している場合は、公道沿いの近接する土地に建築することも可能です。
施設の用途	①農畜産物の販売等の用に供する施設（自らが生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上占めるものの販売、自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び本市域内において生産される農畜産物を原料・材料として量的又は金額的に5割以上使用する加工品の製造・加工及び自ら生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品を材料として量的又は金額的に5割以上使用して調理されるもの提供） ②農業体験等の用に供する施設（自ら生産する農畜産物等の栽培に係る作業体験又は自ら生産する農畜産物等を用いた加工体験の提供） ③上記に付帯し又は別に定める市民農園に必要となるトイレ、物置、休憩所
施設の規模	・1事業者が建築できる施設は、農業交流関連施設全ての合計延床面積300㎡以下です。また、建築物の高さは、2階建て以下かつ10m以下とします。
注意事項	申請内容により、食品衛生法の届出や許可が必要になります。
開設状況 (令和6年 3月末現在)	15カ所 【北区2カ所、東区1カ所、清田区4カ所、南区6カ所、西区2カ所】

森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税の創設を契機に、里山の特性を活かした、森林と農地の一体的な保全・活用策を検討、実施し、地域主体による里山の活性化を図ります。

札幌市里山魅力アップ支援事業（補助制度）		農政課 Tel. 211-2406
<p>森林と農地という里山ならではの資源を活用し、「自然と人の共生」、「景観保全」及び「街と里山のつながり」をキーワードとした地域の魅力や価値の向上につながる地域主体の取組を支援するため、地域の農林業者や住民等を相互につなぎ、活動をサポートする中間支援団体の取組を応援します。</p>		
支援テーマ	●農林業の振興 ●地域コミュニティの醸成 ●子どもの自然体験・学習	
事業要件	事業の目的やテーマに沿った持続可能な中間支援活動で、町内会を通じて地域との情報共有・意見交換を行い、地域内外の企業や個人が参加できる体制をとること	
対象者	札幌市内で中間支援活動の実績がある法人又は任意の団体	
補助金額	上限 200 万円（予算の範囲内）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援団体に 3 年計画を提案してもらい、審査委員会で審査します。 ・ 選ばれた団体は、いろいろな人と連携しながら、地域の魅力と価値の向上に取り組みます。 ・ 補助金の事業期間は 1 年ですが、審査委員会で認められた場合は、翌年度・翌々年度も補助金を受けることが可能です。（最大 3 年間の補助事業） 		

（５）市民の農業に対する理解促進

① 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）での取り組み

農政課 Tel. 211-2406

- ・ 市民の農的活動を促すための学習や研修のほか、地域の食文化を学ぶ機会を提供します。
- ・ 「札幌市農業体験交流施設（さとらんど）」を拠点として、農業体験や農業者との交流など、市民の農業を理解する機会を増やします。
- ・ イベントなどの催しを通じて、札幌市の農業や食への関心を高める取組を進めます。

Ⅲ 農業経営に関する各種支援

1 農地の貸借に係る助成

札幌市農地流動化奨励金制度		農政課 Tel. 211-2406
札幌市では、農振農用地区域内の農地の円滑な流動化を促進するため、利用権設定により農地を貸借した際に奨励金を交付する「札幌市農地流動化奨励金制度」を実施しています。		
対 象 農 地	札幌市内の農振農用地区域内で <u>過去に農地流動化奨励金等の交付対象となっていない農地</u>	
貸借の権利の種類	利用権設定による賃借権 (農地中間管理機構への貸付を除く)	
賃 貸 借 期 間	<u>6年以上</u>	
貸し手の要件	農地所有者(農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。)	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等 ・本市に住所がある方 	
交 付 額 (10a当たりの基準額) ※貸し手・借り手双方に 交付	普通畑	20,000円
	牧草畑	5,000円
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象農地は、過去に農地流動化奨励金の対象となっていない農地です。 ・賃借料に賃借年数をかけた額が上記基準額に満たない場合は、賃借料に賃借年数をかけた額を基準額とします。 ・奨励金は利用権を設定後、随時、交付対象者に対して市から通知し、交付申請していただきます。(予算の範囲内での交付となります。) ・奨励金交付後に利用権設定を解約した場合、奨励金は全額返金になります。(農地中間管理機構への貸付を目的にした解約の場合等、返還が不要になる場合もあります) 	

2 新規就農者に対する助成

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）		農政課 Tel. 211-2406
<p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。</p>		
交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。</p> <p>ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。</p> <p>(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると認められること。</p> <p>(5) 札幌市の地域計画における目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</p> <p>※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>	
助成対象	<p>(1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。</p> <p>ア 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>※ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること等、他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと。（融資に関する利子の助成措置を除く。）</p>	
助成額	<p>補助対象事業費（上限額は500万円）の3/4を超えない範囲とする。</p> <p>※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立する場合について、別の規定を設けています。詳細はお問い合わせください。</p>	

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。

<p>交付対象者の要件</p>	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。 (3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。 (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると認められること。 (5) 札幌市の地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。 ※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>
<p>交付金額及び交付期間</p>	<p>12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間 ※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合については、別の規定があります。詳細はお問い合わせください。</p>

（P 30 参照）

3 経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
<p>単収や品質の向上に向けた農業者の努力が反映されるよう、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本としつつ、営農を継続するために必要最低限の額を面積払（営農継続支払）として交付します。</p>		
	<p>○小麦 ○そば 課税事業者向け：5,930円/60kg 課税事業者向け：16,720円/45kg 免税事業者向け：6,340円/60kg 免税事業者向け：17,550円/45kg ※ 上記のほか、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、なたね、でんぷん原料用ばれいしょの単価が設定されています。詳細はお問い合わせください。</p>	
面積払の交付単価	20,000円/10a（そばは13,000円/10a）	
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	

水田活用の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
<p>水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。</p>		
戦略作物助成交付単価（10a当たり）	<p>○麦・大豆 35,000円 ○飼料作物 35,000円※ ○WCS用稲 80,000円 ○加工用米 20,000円 ○米粉用米・飼料用米 収量に応じ、55,000円～105,000円 ※ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は10,000円</p>	
産地交付金交付単価（10a当たり） ※交付メニュー及び交付単価は変動する場合があります。	<p>○タマネギ・レタス・ホウレンソウ・コマツナの作付け 30,000円 ○馬鈴薯（種子用・でん粉原料用を除く）・一般野菜の作付け 20,000円 ○花き作付け 10,000円 ○果樹作付け 10,000円 ○そば作付け 20,000円</p>	
畑地化促進助成（10a当たり）	<p>① 畑地化支援 ア 高収益作物 140,000円 イ 畑作物（高収益作物以外）※1 140,000円 ② 定着促進支援（①とセット） ア 高収益作物 20,000円（30,000円※2）×5年間 イ 畑作物（高収益作物以外）※1 20,000円×5年間 ※1 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等 ※2 加工・業務用野菜等の場合</p>	
交付対象者	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農	

収入減少影響緩和交付金		農政課 Tel. 211-2406
<p>農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。</p>		
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	
内 容	農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補填。	

農業経営基盤強化準備金制度		農政課 Tel. 211-2406
<p>経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度です。</p>		
対象交付金	経営所得安定対策交付金等	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金）を、農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入可能。 ○ また、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得したりした場合、圧縮記帳可能。 	

4 日本型直接支払

多面的機能支払（農地維持支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者（活動組織）	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織等	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の基礎的保全活動 ・ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 	
交付単価	○田：2,300円/10a ○畑：1,000円/10a ○草地：130円/10a	
対象農地	農振農用地区域内の農用地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地	

多面的機能支払（資源向上支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者 (活動組織)	地域住民を含む活動組織	
対象活動	①地域資源の質的向上を図る共同活動 ②施設の長寿命化のための活動	
交付単価	①田：1,920円/10a 畑：480円/10a 草地：120円/10a ②田：3,400円/10a 畑：600円/10a 草地：400円/10a ※ ①は農地維持支払と併せて取り組むことが基本 ※ 農地維持支払と併せて①、②に取り組む場合は、①の単価は0.75を乗じた額に減額。	
対象農地	農振農用地区域内の農用地	

環境保全型農業直接支払		農業支援センター Tel. 787-2220
交付対象者 (活動組織)	複数の農業者により構成される任意組織	
対象活動	化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップ（緑肥）の作付けや堆肥の施用及び有機農業	
交付単価 (全国共通取組)	○カバークロップ（緑肥）の作付け 6,000円/10a ○リビングマルチ 5,400円/10a ○堆肥の施用 4,400円/10a ○有機農業 12,000円/10a（そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a） ○草生栽培 5,000円/10a ○不耕起播種 3,000円/10a ○長期中干し 800円/10a ○秋耕 800円/10a ※全国の申請額が国の予算額を上回る場合、単価調整が行われます。	
対象農地	農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地	

5 施設・設備等の整備に対する助成

札幌市新規就農支援事業		農政課 Tel. 211-2406
札幌市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。		
対象者	<p>札幌市の地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれる者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者（三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く）</p> <p>イ 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人</p> <p>ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体</p>	
対象事業	<p>1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等</p> <p>2) 農地等の改良、造成等</p>	
要件	<p>1) 単年度で完了する事業であること。</p> <p>2) 事業の対象となる機械又は施設等は、耐用年数がおおむね5年以上であること。</p> <p>3) 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。</p> <p>4) 用地の購入や賃貸に要する費用、既存施設等の解体費用、消耗的な資材、工事を実施中又は既に完成した施設等でないこと。</p>	
実施要件	<p>1) 導入する機械等における耐用年数を超えて経営を継続すること。</p> <p>2) 実施する事業は、人・農地プランを作成した地域内で行われ、原則として、営農地が市内の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内であること。</p>	
事業費	補助対象事業費の上限額は50万円	
補助率	事業費の100分の50以内	

札幌市農業経営安定強化事業		農業支援センター Tel. 787-2220
地産地消の推進・環境保全型農業・安全・安心な農畜産物の生産供給に寄与する農業者に対し、機械・施設の導入等を支援・助成し、農業経営の安定化を図ります。		
市費単独補助		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、中核農家（いずれも札幌市在住者に限る） ・農業協同組合 	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・営農に係る事業 ※ただし、以下の事業は対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械・施設等の単純更新 ・ソフト事業 ・倉庫やトラックなど汎用性の高い機械・施設等 ・消耗品（ホース等） ・既存機械・施設等の撤去費 ・委託による弾丸暗きょ・明きょ整備など施工費のみが生じる事業 ※パイプハウス、直売所等の施設設置時は共済保険等への加入が必要 ※中古品は、残存耐用年数が購入日から2年以上ある機械・施設に限る ※事業対象経費の下限額は総額税抜きで20万円 	
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合……5/10以内 ・中核農家……3/10以内 ※中古品は一律で2/10以内 ※一つの事業実施主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き、連続する3カ年合計で300万円を限度とする 	
採択基準	加点方式でポイントを配分し、点数が高い者から順に採択する	
国費補助事業に対する市費上乗せ補助		
対象者	地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者	
対象事業	国の補助事業（農地利用効率化等支援交付金のうち、融資主体支援タイプ）に採択された事業	
補助率	2/10 以内（上限 200 万円）	

6 地産地消の推進に係る助成

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業） 農政課 Tel. 211-2406	
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を支援するため、加工・販売施設等の整備に対して交付金を交付します。 (市を經由して補助金を交付する国の間接補助事業です。)	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく認定（認定総合化事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体 ・農商工等連携促進法に基づく認定（認定農商工等連携事業計画）を受けた農林漁業者等又は中小企業者
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象経費に充てるために規定された資金の貸付又は出資を受けていること
交 付 率	交付対象経費の3/10以内 ただし、次のいずれかに該当する事業は1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村戦略に基づき実施する事業 ・事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業
交 付 金 の 額 の 算 出	次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内 ア 交付対象経費に3/10（交付率が1/2以内の場合は1/2）を乗じて得た額 イ 交付対象経費に充てるために貸付等を行う資金の額 ウ 交付対象経費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

7 農業金融制度

農業支援センター Tel. 787-2220

担い手農業経営者向けの農業金融制度があります。農協、銀行等の融資機関で相談対応することができます。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
効率的・安定的な経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定を受けた農業者への優遇措置として、農地の取得、機械・施設の投資などの長期運転資金を対象とする融資です。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地の改良・復旧、農地の取得、農地等における賃貸借及び使用収益権等の権利金の支払、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、施設等の改良・造成等、災害復旧・負債整理等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額＝個人3億円、法人10億円 ○償還期限＝25年以内

クイック融資	
比較的少額の資金が緊急で必要となった場合に、最短1週間で無担保・無保証により行われる融資です。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	※スーパーL資金の融資条件と同じ（負債整理等は含まない）
内 容	○貸付限度額＝500万円 ○償還期限、金利などは、スーパーL資金の融資条件に基づきます。

青年等就農資金	
就農段階から農業経営の改善・発展まで一貫した担い手の育成支援資金を対象とする融資です。	
対 象	認定新規就農者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金等
内 容	○貸付限度額＝3,700万円 ○償還期限＝17年以内 ○金利＝無利子

経営体育成強化資金	
認定農業者以外の担い手農業者に対して前向きに経営改善を行うための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金との双方を対象とする融資です。	
対 象	認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地等の取得、施設等の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金の一部等
内 容	○貸付限度額＝個人1億5,000万円、法人5億円 ○償還期限＝25年以内

農業改良資金	
新作物の進出・加工や新技術の導入等にチャレンジする農業者を支援するための融資です。	
対 象	農商工等連携促進法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の改良・造成・取得、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、品種の転換、機械の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人5,000万円、法人1億5,000万円 ○償還期限＝12年以内 ○金利＝無利子

農林漁業セーフティネット資金	
不慮の災害や社会的・経済的環境の変化、民間金融機関による対応が困難な不測の事態により、経営の維持安定が困難となった場合、経営維持安定に必要な資金を確保するための融資です。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	災害（台風、冷害、干ばつ等）により被害を受けた経営の再建、行政指導（家畜の殺処分・移動制限等）、社会的・経済的環境の変化による経営状況の悪化等
内 容	○貸付限度額＝600万円 ○償還期限＝15年以内

農業近代化資金	
意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な資金を長期かつ低利で確保するための融資です。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	農協等民間融資機関
使 途	農地の改良・復旧、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、機械・施設の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人1,800万円、法人2億円 ○償還期限＝資金用途によって7～20年以内

8 有害鳥獣対策に係る助成

札幌市鳥獣被害防止対策事業		農業支援センター Tel. 787-2220	
<p>「札幌市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣による農業被害防止対策を講じるため、電気柵の新設等に要する経費の一部を助成しています。</p>			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者（認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家） 販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家） 農業協同組合 市長が認定した市民農園の開設者 		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の新設 電気柵の機能向上のための更新 その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの 		
要件	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に本事業により農業用施設等を整備すること 受益地は市内の現に耕作されている土地もしくは事業計画書に記載する当該年度の耕作予定地とすること ※ 当該地以外を受益地に含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない 		
	対象事業	交付率	上限額
	電気柵の新設	80/100	30 万円/年度
	電気柵の機能向上のための更新	50/100	10 万円/年度
	その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの	30/100	10 万円/年度
<ul style="list-style-type: none"> 当該年度における予算の範囲内において補助金を交付します。 事業実施年度の3月末日までに、本事業による農業用施設等の整備により鳥獣被害をどの程度防ぐことができたか、事業評価報告書を提出していただきます。 「電気柵の新設」の上限額は、令和6年度から30万円/年度に変更しています。（令和5年度は連続する3ヵ年の事業実施主体に対する補助金合計額が300万円を超えないもの） 			

IV 審査・認定等の実施機関

札幌市農業再生協議会		農政課 Tel. 211-2406
設置年月日	平成23年5月11日	
構成団体	札幌市、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道農業共済組合、札幌市生産者組織連絡協議会	
設置目的 趣旨	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の交付事務を円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や生産の目安に準じた米の生産の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、担い手の育成・確保、耕作放棄地の再生利用、農地の利用集積、6次産業化・地産地消の推進等に資することを目的とする。	
各 部 会	構 成 員	基本方針
経営所得安定対策部会	札幌市、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道農業共済組合	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金に関する手続きが円滑に実施されるよう、制度の普及推進、申請手続きのサポート及び要件確認等を実施する。
農業活性化部会	札幌市、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、札幌商工会議所、一般社団法人札幌観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ安定的な多様な担い手の育成・確保を促進するため、農業者が国の補助事業等を活用する場合において、地域再生協議会が担う計画策定及び目標達成のためのサポートを行うことにより、多様な意欲ある担い手の営農を支援する。 ・札幌市の地域資源を利用した6次産業化・地産地消を推進する戦略に基づき、6次産業化等に取り組む農業者等の支援を通じて担い手の経営力強化や地域農業の振興を図る。 ・農地の保全と利用促進のため、貸し手借り手情報の収集や利用調整を行い、併せて農地の情報整理により荒廃農地の発生防止や解消を図る。 ・将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持、発展させるため、担い手への農地の面積の集積を図り、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や、経営の多角化を推進する。

札幌市農業金融制度総合推進会議		農業支援センター Tel. 787-2220
設置年月日	平成7年4月21日	
構成団体	札幌市、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、石狩農業改良普及センター、北海道石狩振興局、北海道農業協同組合中央会札幌支所、北海道信用農業協同組合連合会札幌支所、株式会社日本政策金融公庫札幌支店、民間金融機関、公益財団法人北海道農業公社、北海道農業信用基金協会	
設置目的・趣旨	札幌市における農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために設置する。 資金の貸付けの認定等に係る業務は、原則として融資機関に委任するが、特に慎重な審議を必要とする場合（借入額が個人で3億円、法人にあっては10億円を超える場合、もしくは認定新規就農者を対象とする資金）は、文書協議方式又は会議方式による推進会議で審査する。	

特定農地貸付け審査会		農政課 Tel. 211-2406
設置年月日	平成21年10月	
構成団体	札幌市、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合	
設置目的・趣旨	特定農地貸付方式により市民農園を開設する場合、適正かつ円滑な運営及び安定・継続的な実施の見込みについて審査を行う。	

札幌市農業振興協議会		農業支援センター Tel. 787-2220
設置年月日	平成10年4月1日	
構成団体	札幌市、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会	
設置目的・趣旨	市内農業生産相互の連絡協調を図るとともに、農業団体及び関係行政機関との連携により、生産・流通の改善と市民に対する農業理解の促進を図り、農業経営の持続的安定に努める。	

さっぽろとれたてっこ推進委員会		農業支援センター Tel. 787-2220
設置年月日	令和元年5月21日	
構成団体	外部委員（学識経験者）、札幌市農業協同組合、札幌みらい中央青果(株)、石狩農業改良普及センター、札幌市	
設置目的・趣旨	札幌市農業振興協議会で実施する‘さっぽろとれたてっこ制度’について、運用状況を評価し、今後の改善を図る。	

V 農業施設

1 農業支援センター

(1) 目的と役割

札幌市の地域特性に即した都市型農業の推進を図るため、基幹作物である野菜・花きなどの園芸作物を中心に、生産現場に対して直接的な生産振興事業及び関連業務を総合的に実施する拠点施設として、平成7年度に開設されました。

農業支援センターでは、産地の育成・支援やブランド化の推進、環境に配慮した農業の育成を図っており、農業の新たな担い手づくりにも取り組んでいます。

また、さとらんどが運営する市民農業講座「さっぽろ農学校」の実習の場として、研修機能の役割も担っています。

(2) 位置と環境

札幌市の北東部、東区丘珠町にある『さとらんど』の一角に位置し、付近には豊平川やモエレ沼公園があります。洪積地帯と泥炭地帯の境界部分にあり、年中風が強いことが特徴です。

(3) 施設の概要

敷地総面積：8.3ha			
試験ほ場 (2.9ha) / 施設敷地 (0.2ha) / 道路、緑地帯等 (5.2ha)			
主要施設		(延べ床面積 m ²)	
・事務所 (RC 2階建)	1,373	・馴化ガラス温室 (1棟)	168
・作業管理棟 (2階建)	1,033	・ガラス温室 (4棟)	1,315
・馴化作業室	205	・ビニールハウス (10棟)	1,770
・機械格納庫	395		
・堆肥舎	275		

(4) 主な業務内容

市内農家への生産支援や市民への食育支援、サトホロ茎頂培養苗の供給及び札幌大球の採種など「さっぽろ伝統野菜」の種の保存に関する栽培業務、希望する農家ほ場の土壌分析・診断を行い、適正な施肥や土づくりに対する支援などを行っています。

また、「さっぽろとれたてっこ」マークの表示により地域ブランドをつくり、地産地消の推進の拡大につなげます。

この他、市内で新たに農業を営む多様な担い手の育成や、経営の早期安定化を図るための支援を行っています。

2 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）

(1) 目的

「人と農業・自然とのふれあい」、「都市と農業の共存」をテーマとして、市民が農業や自然とふれ親しみ、体験しながら憩い、楽しむことができる田園空間と札幌市の都市型農業の振興拠点を創出するものです。

(2) 概要

位 置	札幌市東区丘珠町 584 番地 2 ほか		
管理体制	平成 18 年度から指定管理者制度を導入 指定管理者：さとらんど fan コンソーシアム（令和 5 年度より）		
管理面積	57.0ha（農業支援センター敷地、ミルクの郷エリア、丘珠縄文遺跡事業エリア、Ⅲ期末整備エリアを除く）		
オープン	平成 7 年 7 月 22 日		
主要施設			
	(m ²)		(ha)
・さとらんどセンター (2 階建)	3,849.58	・市民農園 50 m ² ×196 区画	3.00
・レストハウスまきばの家	82.21	・体験農園	4.70
・家畜舎	221.13	・子ども学習農園	0.37
・厩舎	434.16	・ふれあい牧場	1.10
・堆肥舎(家畜舎北東)	150.00	・さとらんどガーデン	1.60
・堆肥舎(厩舎北)	115.50	・ラベンダーの丘	1.10
・堆肥舎(市民農園横)	115.50	・パークゴルフ場	1.70
・機械格納庫	334.14	27 ホール(1,246m)	
・車庫	112.36	・風のはらっぱ	4.10
・トイレ(4カ所)	136.44	・ときの広場	0.90
・貸し自転車場	136.08	・ハルニレ広場	0.40
・S Lバス格納庫	298.53	・炊事広場	1.40
・クラブハウス	118.26	・さとの広場	3.10
・資材格納庫	40.37	(木製アスレチック遊具広場含む)	
・ポンプ室二カ所	68.96	・さとの池	0.20
・貸し農具庫	29.16	・四季の森	1.10
・さとらんど交流館	1,993.01	・駐車場 7カ所	
・機械格納庫(水田横)	227.25	(約 1,800 台収容)	
備 考	主に市民が利用する「札幌市農業体験交流施設（さとらんど）」のほか、主に農業者に関連する施設である「農業支援センター」、民間施設である「ミルクの郷」を含めた「サッポロさとらんど事業（旧（仮称）札幌市里づくり事業）」により、田園空間と札幌市の都市型農業の振興を進めています。		

(3) 入園者数の推移 ※H17年度からH19年度は「さっぽろ雪まつり」来場者を含む。

H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
45万人	42万人	45万人	36万人	35万人	36万人	46万人	36万人	26万人
H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
48万人	73万人	87万人	53万人	57万人	59万人	65万人	65万人	67万人
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
71万人	72万人	70万人	68万人	58万人	59万人	26万人	18万人	41万人
R5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
71万人								

(4) 令和5年度事業実績

<p>さとらんどセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手づくり体験（バター、ソーセージ、アイスクリーム、生キャラメル） ・各種講座 ・キッズコーナー（令和4年10月供用開始） <p>体験農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物収穫体験（ジャガイモ、トウモロコシ、ミニトマト等） <p>市民農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園貸出 <p>子ども学習農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等向け栽培、収穫、調理体験学習（ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ等） <p>ふれあい牧場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き馬及び馬車の運行、小家畜（羊、ヤギ等）とのふれあい広場 <p>さとらんどガーデン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ハーブや宿根草等の栽培展示 <p>広場等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊事広場 ・木製アスレチック遊具広場 <p>パークゴルフ場</p> <p>さとらんど交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さとの収穫祭等の開催、各種イベントの開催、手づくり体験（アイスクリーム） ・ファーマーズマーケット（生産者による農畜産物の対面販売） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SLバス、貸自転車、ふわふわドーム ・さっぽろ農学校（入門コース、専修コース） ・冬期活用施設事業（バナナボート、馬そり、冬期イベントの開催）

(5) 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）全体図



VI 農業委員会

■農業委員会とは

農業委員会は、農地等の利用関係の調整、農地等の利用の最適化の推進など、「農業委員会等に関する法律」で定められた事項を所掌する行政委員会です。

農業委員は、推薦、公募の実施により市長が議会の同意を得て任命します。現在は10人（定数：11人）の委員で構成されており、委員の任期は3年（R5.6.24～R8.6.23）です。

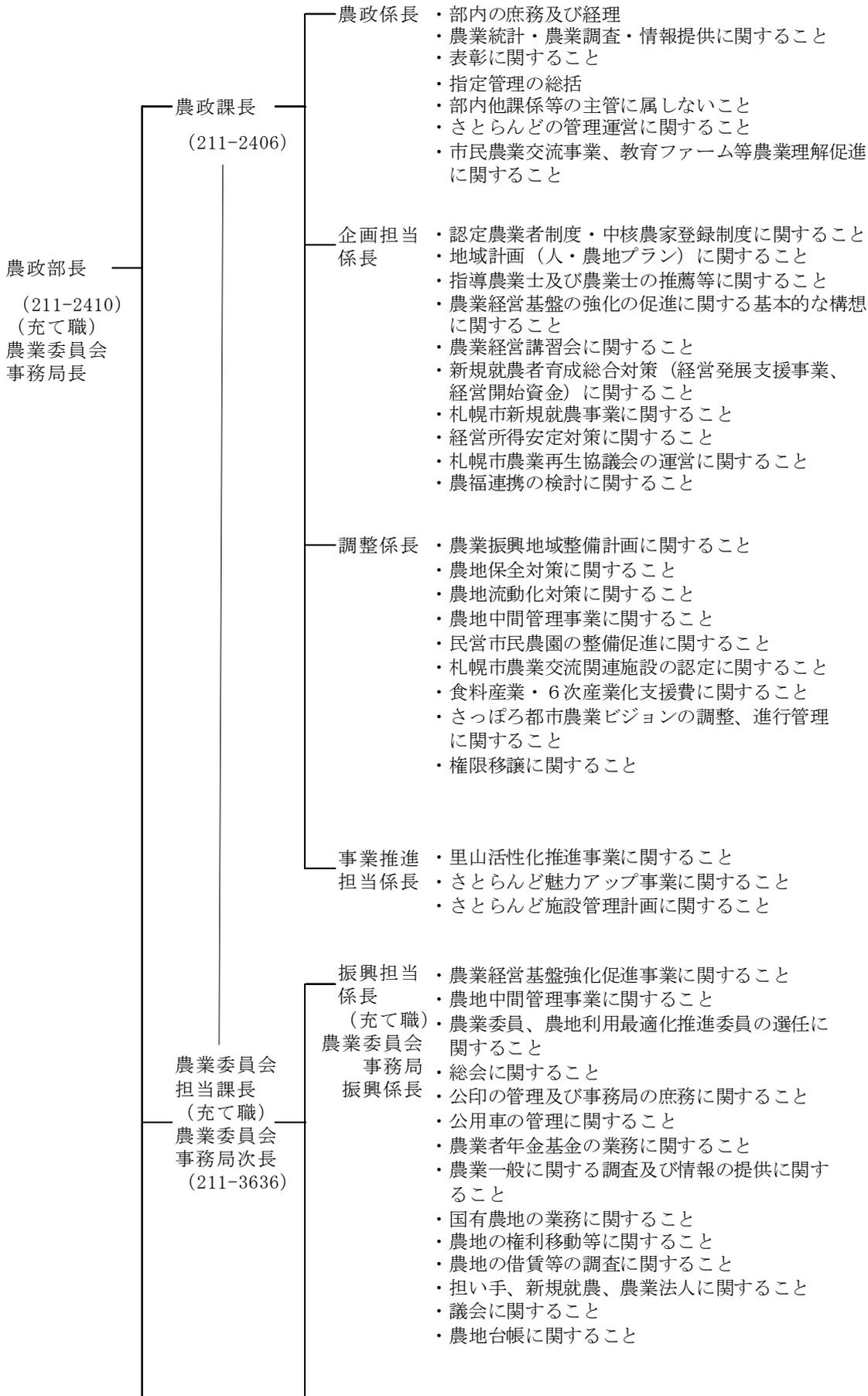
また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するため、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が設置されており、推薦、公募を実施して農業委員会が委嘱します。現在の推進委員の定数は15人（定数：15人）で、任期は委嘱日から農業委員の任期満了の日まで（R5.6.26～R8.6.23）です。

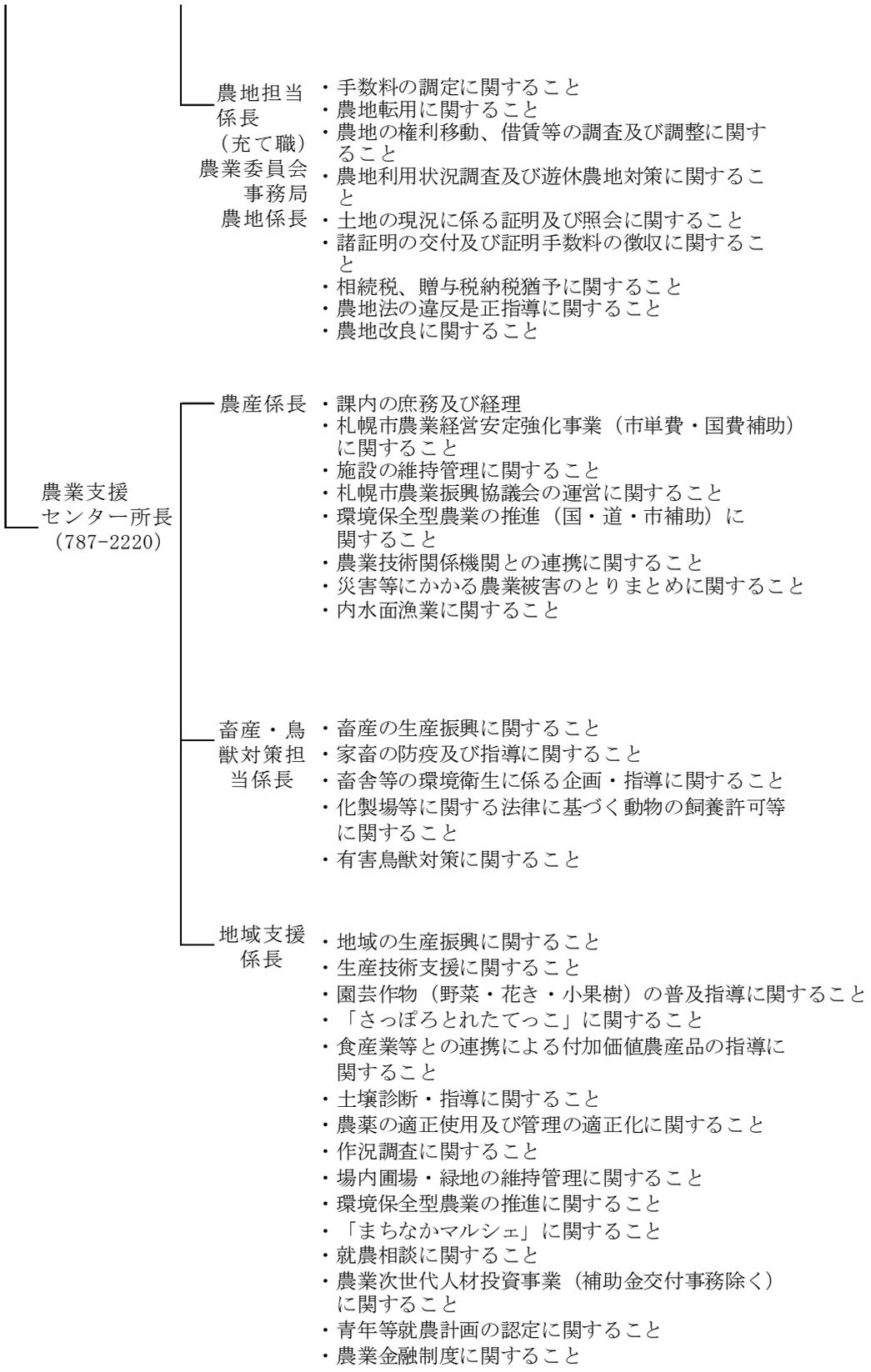
VII 組織と事務分掌

1 令和6年度農政部予算内訳（当初予算）

(千円)		
事業名	予算額	主な事業計画
農業振興費	178,177	
農業振興推進費	120,732	
農業担い手育成・支援費	53,000	農業の新たな担い手を育成するための研修機会の提供並びに新規就農者に対する資金の交付及び経営診断の実施
鳥獣被害防止対策推進費	52,000	有害鳥獣による農業被害防止に向けた取組の実施
その他農業振興推進費	15,732	農業振興総合企画費等事務費等
農業支援センター等運営管理費	57,445	
農業活性化関係費	92,723	
農用地利用促進対策費	24,090	
農地保全・利用促進費	4,990	農地の保全及び利用促進に向けた農地の流動化の促進
里山活性化推進費	5,100	里山地区の森林と農地の一体的な保全・活用に対する補助等の支援
さっぽろ都市農業振興基本計画策定費	14,000	市内農業の維持・促進のための(仮称)さっぽろ都市農業振興基本計画策定に向けた基礎調査の実施
農業生産基盤整備費	68,633	
農業経営安定強化費	17,000	栽培管理に係る施設等整備費に対する補助
環境調和型農業推進費	7,633	環境に配慮した有機物利用による農業の促進
その他農業生産基盤整備費	44,000	施設園芸生産基盤緊急支援費
さとらんど運営管理費	286,255	さとらんどの運営管理、老朽化した施設の更新、地産地消の促進に向けたセンターハウス内施設の機能向上及びさとらんどの魅力向上に向けた再整備方針の検討
農業委員会費	25,613	委員報酬、事務局運営費
合 計	582,768	

2 組織と事務分掌





VIII 関係資料

1 農業の現況

区別農家戸数及び農地面積

	農家戸数 (戸)	農地面積 (ha)			
		計	田	畑	樹園地
市内総数	627	1,480	103	1,322	55
中央区	10	111	9	95	7
北区	108	473	52	420	1
東区	116	420	24	396	0
白石区	48	43	4	39	-
厚別区	49	105	0	102	3
豊平区	27	35	-	34	1
清田区	46	34	-	32	2
南区	151	155	13	104	38
西区	33	33	-	31	1
手稲区	39	71	1	68	2

※農地面積については、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため合計と市内総数が一致しない場合あり。

年齢別農業従事者数

	計 (人)	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
市内総数	782	26	46	77	97	192	210	134
中央区	18	3	1	0	2	5	3	4
北区	150	4	9	15	16	43	39	24
東区	158	8	11	17	25	43	39	24
白石区	42	1	4	7	3	9	17	1
厚別区	41	1	0	5	7	10	9	9
豊平区	29	0	2	4	6	2	10	5
清田区	41	0	3	4	3	10	15	6
南区	203	5	10	16	25	45	60	42
西区	33	2	1	3	4	7	5	11
手稲区	67	2	5	6	6	18	19	11

<資料> 農林業センサス (令和2年2月1日現在)

2 農業生産の現状

農業生産額（推計）

（単位：千万円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業産出額(ア)+(イ)	352	350	367	285	309	301
耕種(ア)	291	287	304	235	258	255
米	2	3	2	2	2	2
麦類	1	2	1	2	2	3
雑穀	0	0	0	0	0	0
豆類	1	1	0	1	1	1
いも類	4	4	3	3	3	3
野菜	241	232	253	185	208	202
果実	19	19	17	16	16	18
花き	22	24	24	24	24	25
工芸農作物	0	0	0	0	0	0
その他作物	3	3	3	2	2	3
畜産(イ)	61	64	64	50	51	46
肉用牛	2	2	2	2	1	2
乳用牛	42	44	45	45	48	43
豚	×	×	×	×	×	×
鶏卵	4	4	4	3	2	1
ブロイラー	—	—	—	—	—	—
その他畜産物	×	×	×	×	×	×
加工農産物	—	—	—	—	—	—

「0」：単位に満たないもの（例：0.4千万円 → 0千万円）

「—」：事実のないもの

「×」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

※ 生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計、札幌市実数を用いて按分した推計値。

※ 統計表で計と内訳の合計が一致しないのは、表示単位未滿を四捨五入しているため。

家畜飼養状況の推移

（農政部調べ）

		令和元年度 (R2. 2. 1)	令和2年度 (R3. 2. 1)	令和3年度 (R4. 2. 1)	令和4年度 (R5. 2. 1)	令和5年度 (R6. 2. 1) ※3
乳用牛	戸数	14 (7)	11 (7)	12 (7)	12 (8)	14 (9)
	頭数	990 (770)	888 (697)	834 (657)	838 (706)	816 (646)
肉用牛	戸数	2 (1)	2 (2)	4 (1)	5 (2)	5 (2)
	頭数	56 (5)	53 (53)	72 (60)	70 (65)	73 (63)
豚	戸数	2 (10)	11 (2)	12 (2)	18 (2)	23 (2)
	頭数	865 (817)	674 (587)	562 (520)	863 (799)	671 (607)
採卵鶏	戸数	26 (6)	19 (4)	23 (3)	22 (4)	19 (3)
	頭数	10,813 (10,296)	3,550 (3,195)	3,658 (3,226)	5,795 (4,561)	3,957 (2,204)
肉養鶏	戸数	2 (1)	3 (0)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
	頭数	309 (242)	58 (0)	243 (210)	125 (125)	125 (125)
馬	戸数	22 (0)	22 (0)	22 (0)	22 (0)	22 (0)
	頭数	219 (0)	248 (0)	223 (0)	236 (0)	247 (0)

※1 各数値は市内の全家畜飼養者の戸数、頭数（各年度の2月1日現在数）。

※2 括弧内の数値は畜産農家（研究・教育施設、愛玩等を除く）の戸数、頭数。

※3 令和5年度（R6. 2. 1）の戸数・頭数は、令和6年6月末現在の暫定集計値。

3 農業関係団体一覧

農業協同組合

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌市農業協同組合 本店	060-0010	中央区北 10 条西 24 丁目 1 番 10 号	621-1311
中央支店	060-0004	中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地	251-2077
篠路支店	002-8023	北区篠路 3 条 10 丁目 1 番 1 号	771-2111
丘珠資材センター	007-0837	東区北 37 条東 30 丁目 499 番地 180	781-7393
新琴似支店	001-0908	北区新琴似 8 条 1 丁目 1 番 36 号	726-0111
北札幌支店	065-0013	東区北 13 条東 16 丁目 2 番 1 号	781-4121
白石支店	003-0029	白石区平和通 2 丁目北 4 番 26 号	861-0333
厚別支店	004-0055	厚別区厚別中央 5 条 3 丁目 1 番 20 号	891-2111
平岸支店	062-0932	豊平区平岸 2 条 9 丁目 2 番 15 号	831-1156
清田支店	004-0831	清田区真栄 1 条 1 丁目 1 番 17 号	881-2855
南支店	005-0842	南区石山 2 条 9 丁目 7 番 88 号	591-4111
琴似支店	063-0861	西区八軒 1 条東 1 丁目 5 番 11 号	611-4261
西町支店	063-0061	西区西町北 6 丁目 1 番 10 号	661-3485
手稲支店	006-0811	手稲区前田 1 条 10 丁目 3 番 20 号	681-3101
サツラク農業協同組合	065-8639	東区苗穂町 3 丁目 3 番 7 号	721-7301

その他の関係機関

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
農林水産省北海道農政事務所	064-8518	中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号	330-8800
北海道農政部	060-8588	中央区北 3 条西 6 丁目	204-5375
石狩振興局産業振興部	060-8558	中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6 階	231-4111
一般社団法人北海道農業会議	060-0005	中央区北 5 条西 6 丁目 1 番 23 号 北海道通信ビル 5 階	281-6761
石狩農業改良普及センター北部支所	061-0204	石狩郡当別町若葉 17 番地	0133-23-2146
北海道石狩家畜保健衛生所	062-0045	豊平区羊ヶ丘 3 番地	851-4779
札幌市中央卸売市場	060-0012	中央区北 12 条西 20 丁目 2 番 1 号	611-3111
さとらんど fan コンソーシアム	007-0880	東区丘珠町 584 番地 2	787-0223
北海道農業担い手育成センター	060-0005	中央区北 5 条西 6 丁目 1 番 23 号 北海道通信ビル 6 階 (公財) 北海道農業公社内	271-2255
北海道農業共済組合	060-0004	中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 15 階	271-7212
公益財団法人北海道農業公社	060-0005	中央区北 5 条西 6 丁目 1 番 23 号 北海道通信ビル 6 階	241-7551
北海道土地改良事業団体連合会	060-0005	中央区北 5 条西 6 丁目 1 番 23 号 北海道通信ビル 7 階	221-2292
(株)北海道畜産公社	060-0004	中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 共済ビル 3 階	242-4129
日本政策金融公庫札幌支店	060-0001	中央区北 1 条西 2 丁目 2-2 北海道経済センタービル 4 階	251-1261
一般社団法人北海道酪農畜産協会	060-0004	中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 13 階	209-8550

公益社団法人北海道獣医師会	063-0804	西区二十四軒4条5丁目9番3号 北海道獣医師会館内	642-4826
公益社団法人北海道家畜産物 衛生指導協会	063-0804	中央区北3条西7丁目1 北海道水産ビル4階	590-4991
札幌みらい中央青果(株)	060-0012	中央区北12条西20丁目2番2号 札幌中央卸売市場内	641-3161
(株)札幌花き地方卸売市場	003-0030	白石区流通センター7丁目3番5号	892-1432
札幌花き園芸(株)	003-0030	白石区流通センター7丁目3番5号	892-3287
北海道植物(株)	003-0030	白石区流通センター7丁目4番1号	892-1041
はまなす花き(株)	003-0030	白石区流通センター7丁目3番5号	893-4187
横浜植物防疫所札幌支所	062-0045	札幌市豊平区羊ヶ丘1番地	852-1808

全国政令指定都市

都市名	郵便番号	住所	電話番号
		庶務担当部署名	組織メールアドレス
仙 台 市	980-8671	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台パークビル9階	022-214-8265
		経済局農林部農林企画課	kei008110@city.sendai.jp
新 潟 市	951-8554	新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階	025-226-1764
		農林水産部農林政策課	nosei@city.niigata.lg.jp
さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-1376
		経済局農業政策部農業政策課	nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp
千 葉 市	260-8722	千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階	043-245-5757
		経済農政局農政部農政課	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
川 崎 市	213-0015	川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番7号 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階	044-860-2462
		経済労働局都市農業振興センター農業振興課	28nogyo@city.kawasaki.lg.jp
相 模 原 市	252-5277	相模原市中央区中央2丁目11番15号	042-769-9233
		環境経済局経済部農政課	nousei@city.sagamihara.lg.jp
横 浜 市	231-0005	横浜市中区本町6丁目50番地の10	045-671-2630
		みどり環境局農政部農政推進課	mk-noseisuishin@city.yokohama.lg.jp
静 岡 市	424-8701	静岡市清水区旭町6番8号	054-354-2191
		経済局農林水産部農業政策課	nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp
浜 松 市	430-8652	浜松市中央区元城町103-2	053-457-2333
		産業部農業水産課	nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp
名 古 屋 市	460-8508	名古屋市中区三の丸3丁目1番1号	052-972-2463
		緑政土木局農政部都市農業課	a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp
京 都 市	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	075-222-3351
		産業観光局農林振興室農林企画課	norinkikaku@city.kyoto.lg.jp
堺 市	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-6971
		産業振興局農政部農水産課	nosui@city.sakai.lg.jp
大 阪 市	559-0034	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル 0's 棟南館4階	06-6615-3751
		経済戦略局産業振興部産業振興課	ga0006@city.osaka.lg.jp

神戸市	651-0087	神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階 経済観光局農政部農政計画課	078-984-0369 nouseikeikakuka@office.city.kobe.lg.jp
岡山市	700-8544	岡山市北区大供1丁目1番1号 産業観光局農林水産部農林水産課	086-803-1346 nousui@city.okayama.lg.jp
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 経済観光局農林水産部農政課	082-504-2246 nousei@city.hiroshima.lg.jp
北九州市	803-8501	北九州市小倉北区内1番1号 産業経済局農林水産部農林課	093-582-2078 san-nourin@city.kitakyushu.lg.jp
福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1丁目8番1号 農林水産局総務農林部農業振興課	092-711-4841 n-shinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp
熊本市	860-8601	熊本市中央区手取本町1番1号 農水局農政部農業政策課	096-328-2403 nousei@city.kumamoto.lg.jp

石狩管内市町村農業振興担当課

都市名	郵便番号	住所	庶務担当部署名	電話番号
江別市	067-8674	江別市高砂町6番地	経済部農業振興課	011-381-1025
千歳市	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	産業振興部農業振興課	0123-24-0610
恵庭市	061-1498	恵庭市京町1番地	経済部農政課	0123-33-3131
北広島市	061-1192	北広島市中央4丁目2番地1	経済部農政課	011-372-3311
石狩市	061-3292	石狩市花川北6条1丁目30番地2	企画経済部農政課	0133-72-3164
当別町	061-0292	石狩郡当別町白樺町58番地9	経済部農務課	0133-23-3091
新篠津村	068-1192	石狩郡新篠津村第47線北13番地	産業建設課	0126-57-2111

さっぽろの農業

令和6年8月

編集

札幌市経済観光局農政部

住所 〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 (011)211-2406